

入札制度の改正（案）について

1 目的

一般競争入札は、一定の参加資格はあるものの、誰でも参加できるという点で最も公正な方法であり、最も経済性を発揮できるため、地方自治法上契約締結の原則とされていることから、自治法の趣旨に従い入札制度の改正をすることを目的とする。

2 契約の方法（地方自治法第234条）

(1) 一般競争入札

(2) 指名競争入札

地方自治法施行令第167条の1第1項（抜粋）

第1号「・・・一般競争入札に適しないもの」

第2号「・・・競争に加わるべき者の数が一般競争に付する必要がある・・・」

第3号「一般競争入札に付することが不利・・・」

(3) 随意契約

※「工事の場合130万円以下」など

(4) せり売り

3 入札制度の改正

・(改正前) 130万円超～1000万円未満：指名競争入札
1000万円以上：一般競争入札

・(改正案) 130万円超～ 原則 一般競争入札 市内本店

4 制度改正（条件付き一般競争入札）のメリット

- (1) 広く誰にでも入札に参加する機会を与えることができ公平性・機会均等が図れる。
- (2) 市により有利な条件（低価格）で申し込みをした者と契約を締結できる。
（→税金の出費最小限）
- (3) 指名競争入札より談合防止が期待できる。
- (4) 「市内本店」と条件を付けることで、地域の活性化に繋がる。
- (5) 最低制限価格を設定することで、不当なダンピングを防止することができる。

5 スケジュール

本年度と来年度で、一般競争入札の条件等について、他市の状況や建設業界の意見等を調査し、平成31年度より実施へ向け検討する。

参考：一般競争入札の他市実施状況

一般競争入札の範囲	市名	数
4000万円以上	牛久市	1
3000万円以上	古河市・高萩市・取手市・那珂市	4
2000万円以上	常陸太田市・常陸大宮市・小美玉市	3
1800万円以上	日立市	1
1000万円以上	水戸市・結城市・ひたちなか市・鹿嶋市・筑西市・稲敷市・桜川市・行方市・鉾田市・つくばみらい市・笠間市・（茨城県）	11
800万円以上	北茨城市	1
750万円以上	下妻市	1
500万円以上	常総市・潮来市・坂東市・神栖市	4
130万円超	土浦市・石岡市・龍ヶ崎市・つくば市・守谷市・かすみがうら市	6